平成２２年（フ）第１９８号
茨城県石岡市旭台１丁目４番31号　川上住宅１号棟
債務者　信田　芳輝
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２０５号
茨城県つくば市高見原２丁目２番地105
債務者　成島由紀枝
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第７２３号
名古屋市守山区幸心４丁目502番地
債務者　土屋　幸博
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１０６号
愛知県知多市原２丁目２番地の18　コーポ原
債務者　竹内　照勝
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１２０号
愛知県小牧市東新町153番地
債務者　山田　康敬
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５８４号
名古屋市港区川間町１丁目39番地　三幸荘６号
債務者　梅澤　　浩
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６８５号
名古屋市守山区川上町100番地の３
債務者　田中　　守
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７７２号
愛知県弥富市三好１丁目62番地
債務者　伊藤　　愛
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４０号
北海道苫小牧市東開町４丁目１番４―401号
債務者　岡部　弘幸
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１４４号
北海道苫小牧市弥生町２丁目９番１―404号
債務者　岸野　文子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第５７０号
宮城県多賀城市桜木２丁目１番15号
債務者　三浦　惣一
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６５１号
仙台市若林区上飯田２丁目３番63号　ハイツ和泉Ⅱ202
債務者　平間　勝利
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８９１号
仙台市泉区泉中央２丁目10番地の１　セントレアカマ306
債務者　菅井　行子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２５７号
秋田市牛島字東潟敷543番地２
債務者　佐藤　一徳
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６７号
秋田市土崎港北２丁目７番３―２号
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８５号
秋田市八橋本町５丁目３番23号　石川荘３号
債務者　渡辺　朋美
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８７号
秋田市上北手猿田字四ツ小屋110番地178　県営南ヶ丘住宅33―101
債務者　吉田　直哉（旧姓小玉）
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８８号
秋田市太平山谷字野田68番地
債務者　小松　光世
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　秋田地方裁判所民事第２部